

第1章

「健康あおもり21(第2次)」の概要

1 計画策定の趣旨

県民一人ひとりが健やかな生命と心を育み、豊かな暮らしを送ることができる、活力ある長寿県の実現をめざして、発病を予防する一次予防を重視し、早世^{*}の減少と健康寿命の延伸を目標に、住民主体の健康づくり運動を進めていくため、平成13年1月に本県の健康増進計画である「健康あおもり21」(計画期間：10年間)を策定しました。

平成18年度には、計画の中間評価・見直しを行い「改定版」を策定、さらに平成19年度には国の医療制度改革を踏まえた「追補版」を策定するとともに、国や本県の他の計画との整合性を図り、計画期間を平成24年度まで延長しました。

一方、国では、生活習慣及び社会環境の改善を通じて、子どもから高齢者まで全ての国民が共に支え合いながら希望や生きがいを持ち、ライフステージに応じて健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現できるよう、平成25年度から始まる新たな基本方針及び目標を示したところです。

このため、計画期間の終期を迎え、県においても国が定める「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」を勘案し、「早世の減少と健康寿命の延伸により全国との健康格差の縮小をめざす」ことを全体目標に掲げ、新たな計画を策定することとしたものです。 ※早世とは、年若くして亡くなることをいいます。

2 計画の性格と位置づけ

本計画は、健康増進法第8条において都道府県が定めるものとされている「都道府県の住民の健康の増進の推進に関する施策についての基本的な計画」であり、本県の基本計画である「青森県基本計画未来への挑戦」の趣旨に沿った健康づくりに関する具体的な計画となるもので、「青森県保健医療計画」、「青森県医療費適正化計画」、「青森県がん対策推進計画」等とも連携・整合を図っています。

また、本計画における歯・口腔の健康に関する部分については、歯科口腔保健の推進に関する法律第13条第1項において都道府県が定めるよう努めることとされている基本的事項として位置づけます。

3 計画の期間

平成25年(2013年)度を初年度とし、平成34年(2022年)度までの10年間を計画期間とします。

4 10年後のめざす姿

- 全国との健康格差が縮小され、子どもから大人まで、全ての県民が希望と生きがいを持ち、健康で幸せに暮らす社会
 - 県民一人ひとりが自らの健康を大切に、進んで健康づくりに参加できる。
 - 病気の方や介護を要する方も含め、県民一人ひとりがそれぞれに生活に満足を感じることができる。
 - 県民一人ひとりがともに支え合い、安んじて生きることができる。

5 基本的な方向

(1) 県民の健康教養(ヘルスリテラシー)の向上

健康的な生活習慣づくりや疾病予防に取り組むための基礎となる、県民一人ひとりの健康教養(ヘルスリテラシー)*の向上を図るための対策を推進します。

※健康教養(ヘルスリテラシー)とは、健康情報や医療情報を適切に利用し、活用する力のことをいいます。

(2) ライフステージに応じた生活習慣等の改善

自立した日常生活を営むことができるよう、乳幼児期から高齢期まで、それぞれのライフステージにおいて、食生活、運動等の健康的な生活習慣づくりを推進するとともに、こころの健康づくりを推進します。

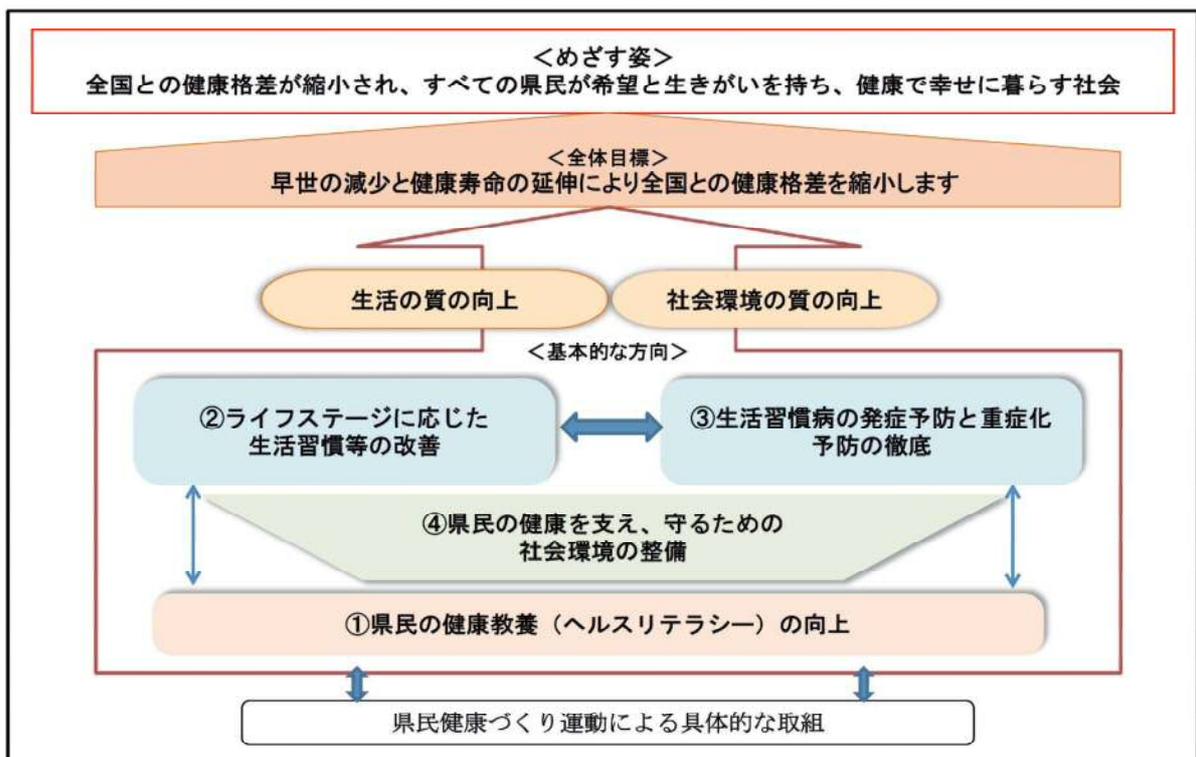
(3) 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底

がん、循環器疾患、糖尿病等の生活習慣病に対処するため、「一次予防」に重点を置いた対策を推進するとともに、「二次予防」である病気の早期発見・早期治療に努め、病気になっても悪化させないために重症化予防対策を推進します。

(4) 県民の健康を支え、守るための社会環境の整備

地域や社会の絆、職場の支援等が機能することにより、社会全体が相互に支え合いながら県民の健康を守る環境が整備されるよう、行政関係者をはじめ、企業、学校、関係団体、マスメディア等との連携を図りながら、効果的に対策を推進します。

《 健康あおもり21(第2次)概念図 》



1 推進組織

(1)健康寿命アップ推進会議

健康づくりに関わる関係団体と行政が一体となって健康づくりを進めるため、知事を会長とし、学識経験者、保健医療従事者、関係団体、行政関係者をもって構成する「健康あおり21(第2次)」を推進するための中核組織です。

(2)健康あおり21専門委員会

本県の健康寿命に関する課題を整理し、「健康あおり21(第2次)」の策定及び進捗状況の評価に関する提言を行うための、学識経験者、保健医療関係者で構成する専門家組織です。

(3)健康あおり21推進本部

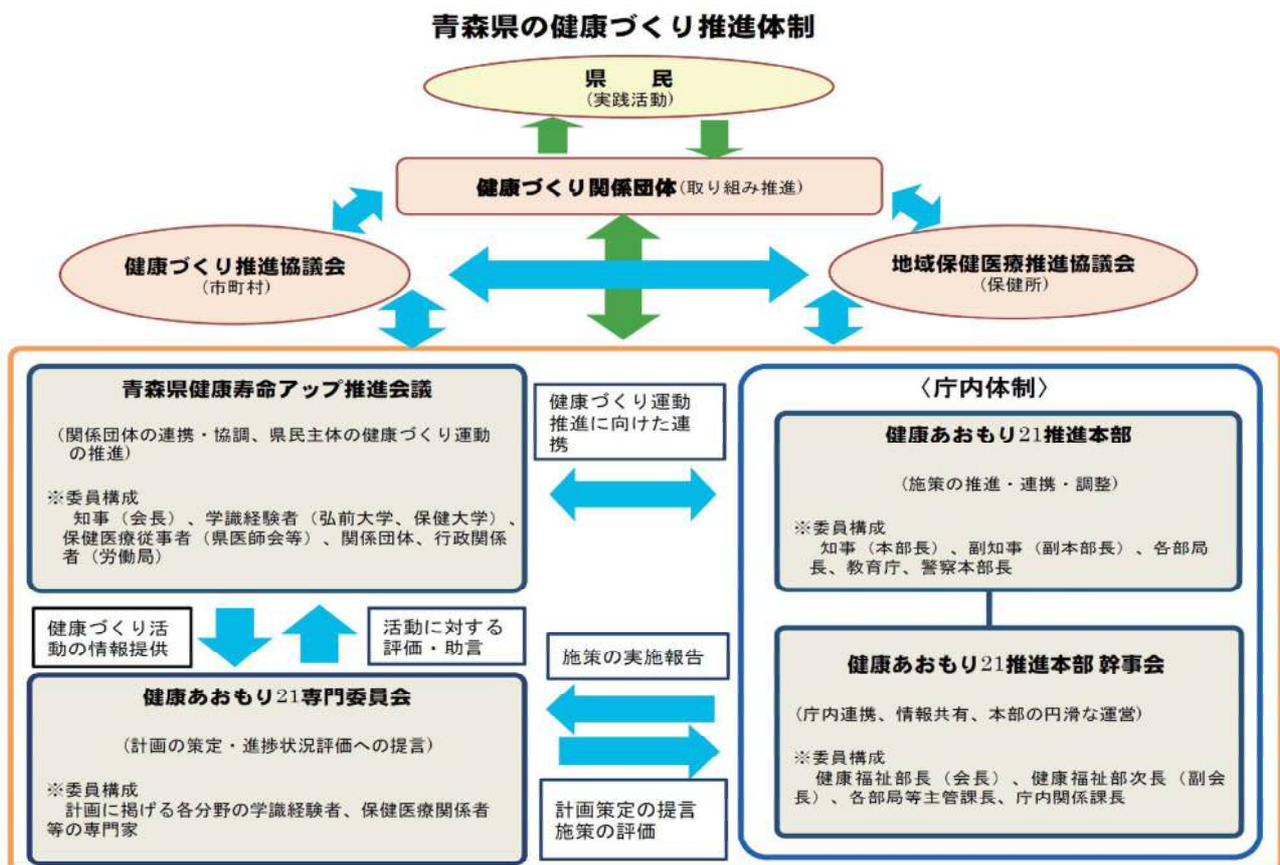
県民の健康づくりに関して総合的な施策を強力に推進するための、知事を本部長とし、副知事や各部長、教育長、警察本部長等で構成する庁内の推進本部です。

(4)保健所の地域保健医療推進協議会

各二次保健医療圏において地域保健医療計画や管内の健康増進計画を推進するための組織です。

(5)各市町村の健康づくり推進協議会

各市町村において、住民、保健医療関係者、行政が一体となって健康づくりを推進するための組織です。



2 進捗状況の評価

県は毎年度、「健康あおもり21(第2次)」の進捗状況を把握するため、各分野における目標項目の指標の現状値や、施策の方向性に基づく取組について、健康寿命アップ推進会議で各関係団体の活動状況を取りまとめた上で、健康あおもり21専門委員会で専門的に評価し、健康あおもり21推進本部に報告し、検討します。

また、これらの推進組織、県民からの意見・提言を踏まえ、必要に応じて施策に反映させます。

さらに、5年後には中間評価を行い、必要に応じて計画を見直すものとします。



1 連携・協働で進める健康づくりの推進

健康づくりは、元来、県民一人ひとりが主体的に取り組むものですが、個人の力だけで達成できるものではありません。個人の力と併せて社会全体として個人の行動変容を支援していく環境を整備することが重要です。

このため、県民生活に密接に関連している関係者がそれぞれの特性を活かし、それぞれの役割を明確にして連携・協働することにより、効果的に健康づくりに取り組みます。

2 関係者に期待される主な役割

(1)個人・家庭

- 年1回の健診(検診)受診
- 正しい知識に基づいた健康づくりの実践
- 家族・隣人・友人等の健康づくりへの支援

(2)地域社会

- 健康づくりを実践する場・機会の提供
- 地域住民への健康づくりの普及啓発活動
- 健診(検診)の受診勧奨への協力

(3)学校

- ライフステージに応じた生活習慣形成のための健康教育・指導の実施
- 家庭・地域と連携した健康づくりの推進

(4)市町村

- がん検診・特定健康診査等各種健康増進事業の実施
- 地域の推進体制の構築
- 地域への健康づくり普及啓発
- 地域の健康情報収集及び健康課題分析

(5)保健所

- 管内の健康づくり活動推進のための専門的・技術的支援
- 管内の推進体制の構築
- 管内への健康づくり普及啓発
- 管内の専門的・技術的観点からの健康情報収集及び健康課題分析

(6)県

- 県全体の健康づくり活動推進のための総合調整
- 県全体の推進体制の構築と関係者の連携の強化
- 県民への健康づくり普及啓発
- 県全体の健康情報収集及び健康課題分析

(7)マスメディア

- 情報の迅速かつ効果的な提供

(8)企業

- 従業員への健康教育、普及啓発の充実
- 法令等に基づく健(検)診体制の充実や受診勧奨
- 禁煙の推進及び受動喫煙の防止
- 従業員等の健康づくり活動への自発的な取組
- その他健康管理のための福利厚生充実

(9)保険者

- 保険者協議会を通じた連携、情報共有と保健事業の充実・強化
- 特定健診・特定保健指導の効果的な実施
- 被保険者、被扶養者の健康の保持、増進

(10)保健医療専門家

- 健康づくりに関する情報提供や相談への対応
- 専門的立場からの保健指導や健康教育への技術的支援及び人財派遣等の支
- 各種健康づくり事業への支援
- 健診(検診)などの健康づくりサービス提供

(11)関連団体(ボランティア団体、非営利団体等)

- 健康づくりに関する知識や技術の普及啓発活動
- 団体の活動を通じた調査研究
- 他の機関と連携した効果的な健康教養向上の普及啓発